

2025 年度入学試験問題 出題趣旨 (刑法)

第1問

本問は、放火罪の基本的な理解と実行の着手、因果関係、錯誤論といった総論の重要問題についての理解を問うものである。

まず行為者に住居への延焼の認識があることおよび居住実態を踏まえて、本件客体が現住建造物か否かを認定する必要がある。

そのうえで、本件が早すぎた構成要件の実現の事例であることを踏まえて、判例の立場に依拠すれば、放火罪の実行の着手が認められるかにつき、規範を定立したうえで当てはめを行う必要がある。実行の着手の認定を要しないとの立場に立つ場合は実行行為性をどう認定するかを検討しなければならない。いずれにしても、実行行為をガソリン散布行為として正確に特定することに留意する必要がある。

また本件では家屋が全焼していることを踏まえて焼損の有無を認定するとともに、実行行為後の喫煙行為が介在して結果が発生していることから因果関係を認めることができるかについて、簡単に検討すべきである。

次に主観面で、行為者が居住者が全員退去したと認識していることを踏まえて、いかなる罪の故意が認定できるか、抽象的事実の錯誤の規範を定立し、当てはめを行う必要がある。次に、想定と異なる因果経過をたどっていることから、因果関係の錯誤について規範を定立して、当てはめを行う必要がある。

最後に喫煙行為について失火罪が成立し得るため、放火罪との罪数関係について検討しなければならない。

第2問

主として、強盗罪とその派生類型についての理解の正確性を問う問題である。

前提として、万引き目的での店舗立ち入りについて建造物侵入罪が成立するか検討する必要がある。

次に窃盗罪の成否を、特に既遂に達しているかについて丁寧に検討する必要がある。

そのうえで、店内で店員にナイフを突きつけた行為について、判例の立場に従って単純強盗罪を問題とするか、あるいは事後強盗罪を問題とするかについて検討したうえで、いずれにしても反抗抑圧に足りる脅迫の有無について丁寧に論じつつ、成否を検討する必要がある。

さらに、追跡者に突進した行為について、2項強盗罪と事後強盗罪のいずれを問題とすべきかを検討する必要がある。2項強盗罪を検討する場合は、財産上の利益の移転があり得る事案かについて、事後強盗罪を検討する場合は強盗後に事後強盗が成立するかについて丁寧に検討すべきである。また最終的に財物を取り戻されている点で未遂になるかどうかの検討も必要となる。

最後に、罪数の問題として、窃盗とその後の強盗の関係、2つの強盗罪の関係について検討する必要がある。建造物侵入罪を認めた場合は、どの罪と牽連犯になるかについても注意が必要である。